

ハウスプラスすまい保険 適用除外確認書

平成21年5月29日

タケイ工業株式会社
代表取締役社長 高田行雄 様

ハウスプラス住宅保証株式会社
瑕疵保険部



ハウスプラスすまい保険設計施工基準0総則3に基づき、タケイ工業株式会社のタケイ進化コンクリート法防水を同基準2.2.1.防水工法・防水の主材料の種類及び2.2.4排水勾配の適用を除外する防水工法と認めました。
確認した防水工法・防水材料の仕様は下記の通りとします。

確認したタケイ工業株式会社の防水仕様
タケイ進化コンクリート法防水

適用除外条件

- 1) タケイ工業株式会社が定める混和剤、塗布剤を使用している。
- 2) タケイ工業株式会社が定める設計・施工基準に基づいている。
- 3) 現場検査時に上記の内容が確認できる設計・施工管理記録（別紙1の設計・施工上のチェック項目及び別紙2の自主検査チェック表）を担当検査員に提示する。

適用地域

日本全国とする。

ハウスプラスすまい保険申込みについて

- 1) 保険申込みの際には本書の写しの提出が必要であることを申込者に説明して下さい。
- 2) 使用する防水工法を図面（断面図・特記仕様書等）に記入するよう、設計者へご指示下さい。

適用日

本適用除外確認書は平成20年8月1日以降にハウスプラスすまい保険の申込みを受付けた住宅に適用します。また上記工法における仕様の変更等が生じた場合は速やかにハウスプラス住宅保証株式会社へ報告して下さい。

以上